●70歳以上75歳未満の方の食事代(令和8年6月～　)

区分		一般病床	療養病床
現役並み所得者一般(住民税課税世帯)		550円 (※1)	550円
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	270円	270円
	低所得Ⅱ　※2	220円	
	低所得Ⅰ	130円	160円

※1　指定難病患者、小児慢性特定疾病の方は330円となります。

※2　過去12か月の入院日数が90日を超える入院があり、長期入院該当の申請をされた方